

玉名市集落支援員業務 仕様書

1. 委託業務名

玉名市集落支援員業務

2. 目的(趣旨)

玉名市では、人口減少と高齢化の進展に伴い、空き家や耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退などが重大な課題となっている。これらの問題に対応するため、地域に精通する人材の積極的な活用により、地域の活性化に必要な施策を推進することが重要である。地域の将来を展望し対策を講ずるため、玉名市集落支援員設置要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、次のとおり集落支援員(以下、「支援員」という。)を設置する。

3. 業務概要

(1)活動・居住地域

玉名市天水町内

(2)業務内容

- ①集落点検の実施
- ②集落のあり方に関する話し合いの促進
- ③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策
- ④上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること

3. 委託期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする

4. 会計処理

- (1)類似の他の補助事業を重複して実施する場合には、補助対象の範囲を仕分け、重複しないよう経理を仕分けること。
- (2)本事業の委託料は、一部または全部を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (3)本事業に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4)途中で辞退したとき、又は解嘱されたときは「本事業の委託料÷8ヵ月×本事業の活動月数」を委託料の上限とし、概算払いをした額が委託料を上回っている場合は超過分を市に返還するものとする。

6. 実績報告及び検査

- (1)毎月、当該月の活動内容等を記録した報告書(以下、「月報」という。)を作成し、翌月10日以内に提出しなければならない。ただし、3月の報告は同月31日までに行なうものとする。

- (2) 毎年度末までに当該年度の実績報告書(以下、「年報」という。)を作成し、関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
- (3) 委託期間の途中で辞退したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して10日以内に月報及び年報を提出するものとする。
- (4) 市長は、月報又は年報の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には支援員に対し指導を行うものとする。

5. その他

- (1) 本業務で知り得た業務上の秘密については、本事業の実施期間か否かにかかわらず、第三者に漏らしてはいけない。
- (2) 本事業の進捗等に関して、月一回程度の打ち合わせを行うものとする。その際、支援員は打合せ内容を記録簿に記録し市に提出するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。
- (4) 本委託業務に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。